

大阪府 市民後見人等養成講座について

平成 12 年 4 月に「成年後見制度」がスタートして 11 年が経過しました。

認知症高齢者の増加、知的障がい者や精神障がい者の地域移行（自らが選択した地域で生活するために、必要なサービスや資源を利用し、安心した地域生活を送ることを確保すること）が進む中で、判断能力が不十分の方の生活を見守り、財産を管理する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の必要性はより一層高まっています。一方で、親族が本人の後見人等となっている割合について、少子高齢化や核家族化の影響などから年々減少しています。このような背景から、親族以外の後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士、法人等）に加え、新たな担い手として、地域で身近な関係を活かした支援を行う「市民後見人」の後見活動に期待が寄せられています。

判断能力が不十分となっても、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民後見人の活動をしてみたいと思われる方を養成し受任につなげるため、「大阪府 市民後見人等養成講座」を実施します。

○大阪府 市民後見人等養成講座の特徴について

大阪府 市民後見人等養成講座は、将来「市民後見人等」として活躍できる方を養成するために開催します。「市民後見人等」は、「生活を見守る」「年金等の限られた収入を被後見人等のために、どのように使っていくかを被後見人の意向をくみながら考え執行する」など、身上監護中心で被後見人（大阪府民）に必要な後見等業務を行う、報酬を前提としない活動です。

講座を修了しても、必ずしも全ての方が後見人等になれるとは限りません。後見人等として就任するためには、家庭裁判所に選任される必要があります。（この講座の受講により、後見人の資格を得られるわけではありません）後見人等養成講座は、家庭裁判所に推薦できる高い見識と社会貢献への熱意をもった人材を養成するもので、基礎講習終了後、引き続き施設実習を含む実務講習を行い、修了者には意思確認等を行ったうえで市民後見人登録バンクに登録していただきます。バンク登録者には、フォローアップ研修等も行う予定です。

○応募資格（基礎講習） 次のすべてに該当する方

- ①オリエンテーションに参加し、講座の趣旨をご理解いただいた方
- ②大阪府在住または在勤の方（大阪市・堺市をのぞく）
- ③成年後見制度及び社会福祉活動に理解と熱意のある方
- ④社会貢献に意欲をもち、後見人になろうと考える方（後見業務の養成研修を有する団体に所属している方、または親族以外の方の後見人として活動している方をのぞく）
- ⑤大阪府民を対象とした後見活動のできる見込みがある方
- ⑥原則として基礎講習のすべての科目を受講できる方

※市民後見人としてご活動いただく方は、平成 24 年 3 月 31 日現在の年齢が満 25 歳以上 70 歳未満の方といたします。

※基礎講習までは全市町村、実務講習以降は岸和田市在住・在勤者が対象です。

大阪府 市民後見人等養成講座の状況について

①オリエンテーション参加者：222名

期日	行政	社協	地域包括	福祉専門職	一般	合計
7月26日(火)	10	15	17	25	37	104
8月20日(土)	7	3	2	9	47	68
9月9日(金)	8	26	3	1	12	50
合計	25	44	22	35	96	222

②基礎講習：平成23年10月～11月の4日間

参加者：23名

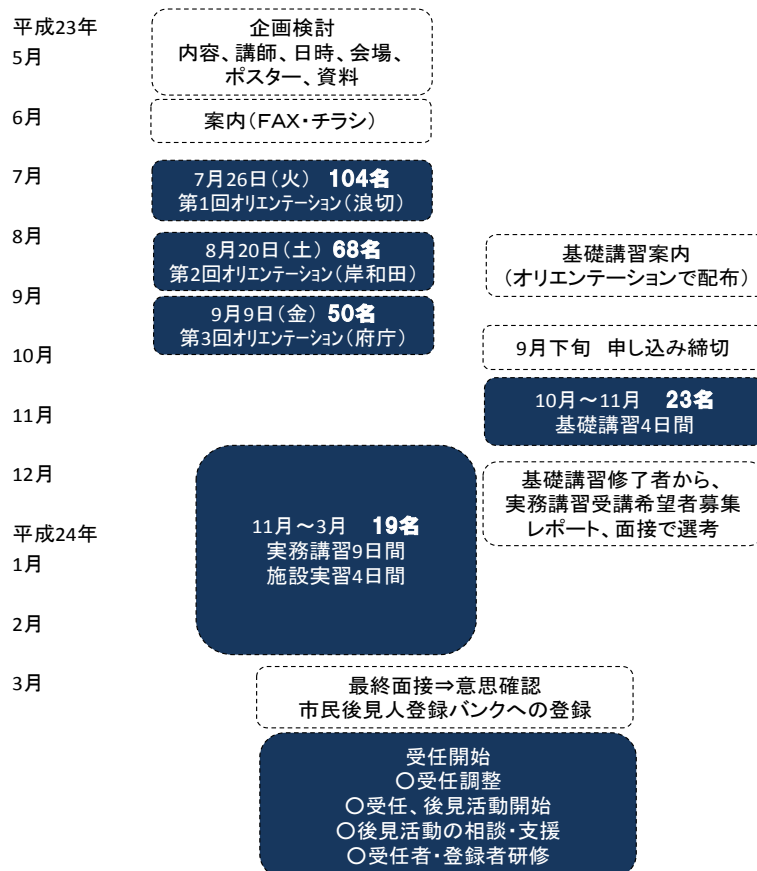
- ・岸和田市在住・在勤の人20名、他市町村3名
- ・職業を有する人6名、有しない人17名

③実務講習：平成23年11月から平成24年3月の9日間＋施設実習4日間

参加者：19名

- ・全員岸和田市在住
- ・職業を有する人5名、有しない人14名

大阪府 市民後見人等養成のながれ



大阪府 市民後見人養成講座(基礎講習) カリキュラム
4日間・20時間

<会場>

10月15日・22日・29日は岸和田市立福祉総合センター

11月5日は岸和田市立中央公民館

日程	時間	テーマ	講師	内容
10月15日(土)	9時45分～10時00分(15分)	開 講 式		
	10時00分～12時30分(150分)	社会福祉の動向と市民後見人の役割	大学教授	社会福祉の動向と市民後見人に今後求められる役割の理解
	13時30分～16時00分(150分)	成年後見制度の概要	弁護士	成年後見制度の基本理解(日常生活自立支援事業を含む)
10月22日(土)	10時00分～12時00分(120分)	後見人の職務	司法書士	財産管理、家庭裁判所への報告、身上監護の実務
	13時00分～14時30分(90分)	地域福祉の理念と福祉サービス	市社会福祉協議会	地域福祉の理念、福祉サービス、社会資源の理解と活用
	14時40分～16時10分(90分)	申立てのながれと家庭裁判所の役割	家庭裁判所	家庭裁判所の申立から後見開始までのながれと、後見人活動において留意すべき点
10月29日(土)	10時00分～12時00分(120分)	権利擁護の基本的考え方と実際	弁護士	支援を要する人の権利擁護についての理解、虐待を含めた権利侵害の実際と対応
	13時00分～16時00分(180分)	対象者の理解	社会福祉士	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の理解
	レポート課題(11月4日(金)までにご提出いただきます)			
11月5日(土)	10時00分～12時00分(120分)	後見活動の実際	大学教授 弁護士 司法書士 社会福祉士	後見人活動の体験談について報告
	13時00分～16時00分(180分)	事例検討		後見事例に基づいた支援方針等の検討
	16時00分～16時10分(10分)	事務連絡	事務局	実務講習、市民後見人受任に向けた説明と質疑応答
	終了後、ご提出いただいたレポート課題を基に、実務講習受講に向けた面接を行います。			

平成23年度 大阪府 市民後見人養成講座(実務講習) カリキュラム
9日間・2640分(社会福祉施設等実習4日間を、講習9日目までに終える)

<会場> 岸和田市立福祉総合センター

日程	時間	テーマ	講師	内容
11月26日(土)	9時30分～9時45分(15分)	開 講 式		
	9時45分～12時15分(150分)	地域福祉の推進と市民後見人	大学教授	地域福祉の推進と市民後見人の役割・権利擁護・判断能力が不十分な方の意思決定の支援
	13時15分～15時45分(150分)	成年後見制度	弁護士	制度内容と後見事務について(同意・取消権、代理権の内容等)市長申立の虐待事例を踏まえて
12月3日(土)	10時00分～12時00分(120分)	岸和田市の福祉制度(1) 高齢者福祉施策	市役所	岸和田市の高齢者福祉施策について(高齢者虐待防止について)市民後見人活動支援について
	13時00分～14時25分(85分)	岸和田市の福祉制度(2) 介護保険制度	市役所	介護保険制度について
	14時35分～16時00分(85分)	岸和田市の福祉制度(3) 障がい者自立支援制度	市役所	障がい者自立支援制度の仕組みと内容、福祉サービスと社会資源(知的・精神障がい者について)
12月17日(土)	10時00分～12時00分(120分)	対象者の理解(1) 認知症	医師	認知症の特性(と接し方)
	13時00分～14時25分(85分)	対象者の理解(2) 知的障がい者	障がい者自立相談支援センター	知的障がい者の特性(と接し方)
	14時35分～16時00分(85分)	対象者の理解(3) 精神障がい者	医師	精神障がい者の特性(と接し方)
1月14日(土)	10時00分～11時25分(85分)	消費者被害の現状	消費生活センター	消費者被害の現状(判断能力が不十分な人の被害と対応)
	11時35分～12時30分(55分)	岸和田市の福祉制度(4) 生活保護制度	市役所	生活保護制度について
	13時30分～14時55分(85分)	岸和田市の福祉制度(5) 健康保険制度、後期高齢者医療制度	市役所	健康保険制度、後期高齢者医療制度について
	15時05分～16時00分(55分)	年金制度等	市役所	年金制度等について

1 月 28 日 (土)	10時00分 ～12時30分 (150分)	関連法律知識	弁護士	契約、親族、遺言、相続等
	13時30分 ～15時30分 (120分)	後見業務の実際(1) 身上監護の知識・実務	社会福祉士	身上監護の知識・実務(事実行為との違い、サービスの確保等)
	15時40分 ～16時00分 (20分)	事前オリエンテーション	事務局	演習、グループワークに入る前に
2 月 4 日 (土)	10時00分 ～12時00分 (120分)	後見業務の実際(2) 財産管理の実務	司法書士	財産管理の実務(金融機関との付き合い方、債務への対応について)
	13時00分 ～16時00分 (180分)	後見業務の実際(3) 演習	社会福祉士	身上監護を中心とした演習
2 月 18 日 (土)	10時00分 ～12時00分 (120分)	後見業務の実際(4) 家裁への報告と連携	家庭裁判所	後見業務における家裁への報告と連携(報告書の作成方法等)
	13時00分 ～13時55分 (55分)	後見業務の実際(5) 終了事務	弁護士	終了事務について
	14時05分 ～16時00分 (115分)	後見業務の実際(6) 演習	社会福祉士	就任時の手続き、財産目録の作成
3 月 3 日 (土)	10時00分 ～12時30分 (150分)	事例検討(1)応用 グループワーク	社会福祉士	グループワーク
	13時30分 ～16時00分 (150分)	事例検討(2)応用 グループワーク	社会福祉士	グループワーク
3 月 10 日 (土)	10時00分 ～12時30分 (150分)	施設実習のふりかえり グループワーク	大学教授 弁護士 司法書士 社会福祉士	グループワーク
	13時30分 ～16時00分 (150分)	まとめ・個別面接 大阪後見支援C、岸和田市社協 権利擁護Cについて		市民後見人バンクへの登録に向けて